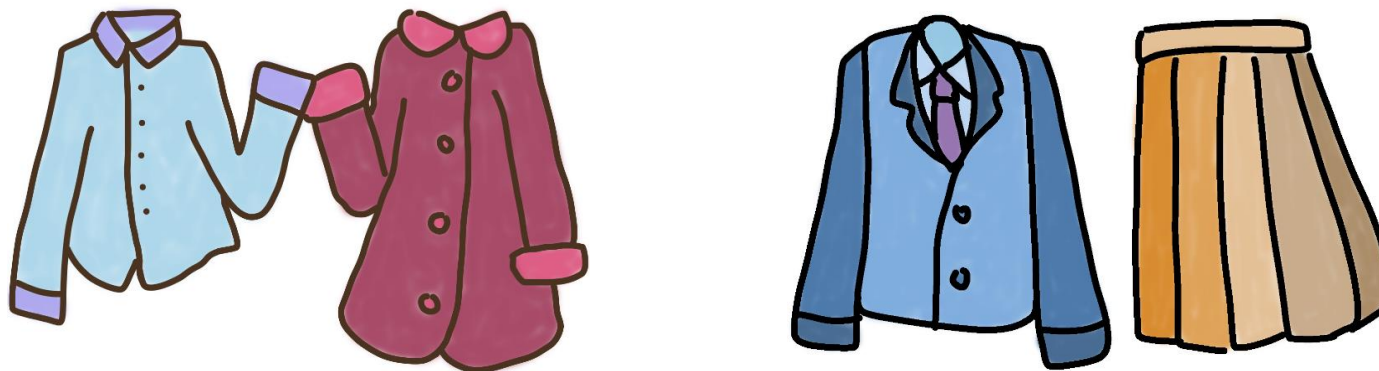


# クリーニング所(取次所) の て び き



東京都西多摩保健所

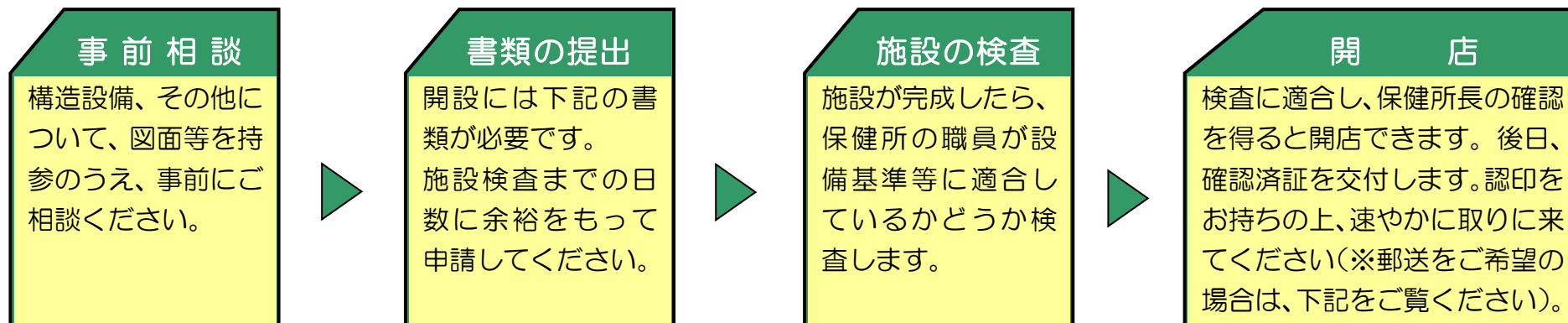
生活環境安全課 環境衛生第一・第二担当

〒198-0042 東京都青梅市東青梅167番地の15

電話 0428(22)6141

ファックス 0428(23)3987

## クリーニング所(取次)開設までの手続き



## 開設時に必要な書類

- 開設届
- 構造設備の概要
- 施設の平面図・付近の見取図
- 検査手数料 (24,000 円)
- 開設者が法人の場合：法人の登記事項証明書 (6ヶ月以内) (原本提示)

※ 確認済証の郵送を希望する場合：

送付先を記入したレターパックプラス (赤色・520 円/対面受取りとなります) をご用意ください。

※ 無店舗取次店は営業地ごとに、管轄する保健所へ届出が必要です。詳しくは保健所までご相談ください。

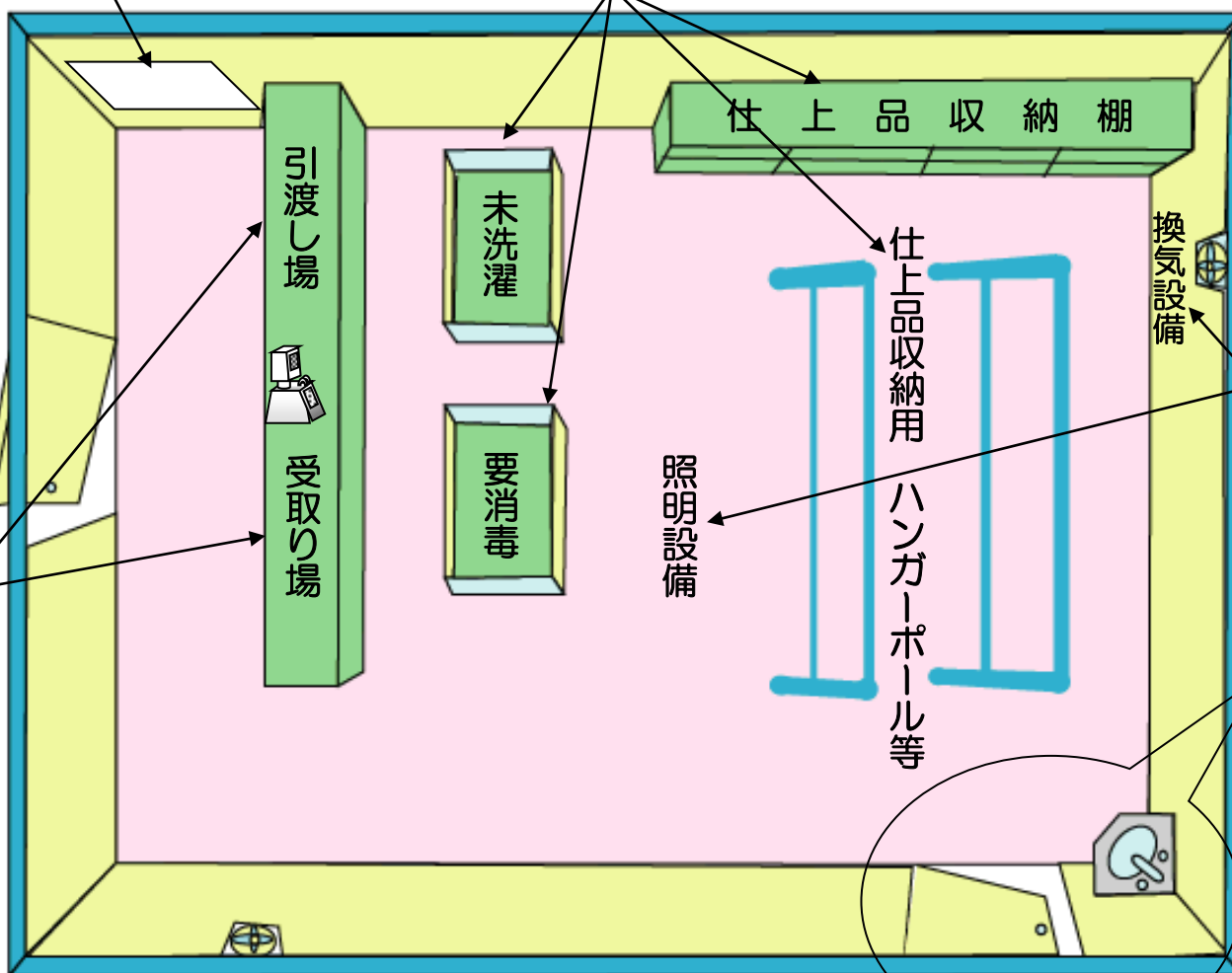
# (例) クリーニング所 (取次) 構造設備概要

**苦情の申出先**

○クリーニング所の名称・  
所在地・電話番号を明記する。

**格納設備**

○洗濯物を未洗濯、洗濯済、  
仕上済に区分する。  
○要消毒の洗濯物を取扱う場合、  
他の洗濯物と区分して処理する  
ための容器を備える。



**換気・採光・照明**

○クリーニング所内は換気、  
採光及び照明を十分にする。

**受取り、引渡し場**

○仕上品と未洗濯品が  
混ざらないよう区分する。

**障壁・手洗い**

○食品の製造販売等、相互  
汚染の可能性のある施設内  
にある場合、壁・板等の  
障壁を設け、区分けする。  
・洗濯品と食品を同一人が  
扱う場合、手指の消毒が  
出来るようにする。

※洗濯物の受取りや引渡し  
を行うロッカーを設置す  
る場合は保健所へ相談し  
てください。

## クリーニング所の各種申請・届出手続きについて ～下記のような場合には申請や届出が必要になります～

### ◆ 新規開設届

- ・ 開設者を変更する（個人→法人・法人→個人なども含む）
- ・ 施設を移転する（仮店舗も含む）
- ・ 施設を大規模に増改築する
- ・ 施設を建て替える 等

#### 必要書類

- \* 「開設までの手続き」をご覧ください。
- ※事業譲渡に伴い開設者を変更する場合、必要書類の一部を省略できることがあります。詳しくは保健所へ相談してください。

### ◆ 変更届

- ・ 法人代表者を変更した
- ・ 施設を小規模に増改築した
- ・ 種別を変更した（取次→一般）
- ・ クリーニング師を変更した 等

届出事項が変わったときには変更届が必要になります。

届出事項とは、お店の名前や、営業者の住所、構造設備の概要などとなります。

**\* 施設や種別の変更は事前に保健所に相談してください。**

#### 必要書類

- \* 変更届
- \* 変更した内容のわかる書類  
(履歴事項全部証明書 (法人の場合)、施設設備図面 等)

### ◆ 承継届

- ・ 開設者（個人）が死亡し、相続をした
- ・ 法人が合併・分割した

#### 必要書類（個人の場合）

- \* 承継届
- \* 被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書  
又は、法定相続情報一覧図の写し
- \* 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）
  - ❖ 相続人の範囲：配偶者、子、直系尊属の兄弟・姉妹  
被相続人死亡後、遅滞なく届出をしてください。

**法人の合併・分割による手続きについては事前に相談してください。**

### ◆ 廃止届

- ・ 営業をやめた 等

#### 必要書類

- \* 廃止届（廃止した後の提出となります）

ご不明な点は保健所までお問い合わせください。

## クリーニング所(取次)日常の衛生管理等

施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つ。
換気・採光・照明	照明器具、換気設備を定期的に清掃し、クリーニング所内の換気、採光、照明を十分に作る。
洗濯物が接触する設備の清潔	受渡し台、洗濯物の収納容器などの洗濯物が触れる部分を清潔に保つ。
未洗濯物と仕上済の洗濯物の区別	受渡し場では、未洗濯物と仕上済の洗濯物を明確に区分する。
要消毒洗濯物	専用の容器を備え、他の洗濯物と明確に区分する。
利用者への説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対し、苦情の申し出先を明示（掲示及び書面の配布）する。</li> <li>・洗濯物を受け取るときは、洗濯物の処理方法や、衣類のトラブル発生等の可能性について説明し、利用者の了承の上で処理を行う。</li> </ul>
従事者に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーニング業務に従事する従事者（有資格者含む）のうち5人に1人に対し、開設の日から<b>1年以内に講習</b>を受けさせる（以降は<b>3年に1回</b>）。</li> <li>・クリーニング師は全員、業務に従事した後<b>1年以内に研修</b>を受ける（以降は<b>3年に1回</b>）。なお、研修を受けたクリーニング師は講習を受けた者とみなす。</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター 〒150-0012 渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内 ☎ 03-3445-8751（代表）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従事者に健康診断を受けさせる等、常に従事者の健康管理に注意する。</li> </ul>